新婚生活を応援します！

（神戸町結婚新生活支援事業）

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要

いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに**29歳以下の世帯**は**上限６０万円、39歳以下の世帯**は**上限30万円**で、新居の住宅費、引越費用等が対象です。ただし申請は婚姻届を提出した年度中とし、回数は１新婚世帯につき１回で、下記の条件を満たすことが必要です。

どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

① 令和８年1月1日から令和９年3月31日までに婚姻した世帯で夫婦ともに神戸町に住所を有すること
② 申請日から起算して３年以上継続して神戸町に定住することが誓約できること
③ ご夫婦の所得を合わせて500万円未満　※
④ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
⑤ ご夫婦ともに岐阜県が実施する「共家事・共育チェックシート」による診断を行うこと
⑥ その他、神戸町が定める要件を満たす世帯

※ 貸与型奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？

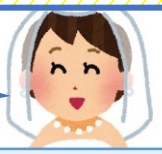

新居の住宅費	① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

本事業をご利用された方の声

令和6年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和7年6月公表）から、

① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。

② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和7年6月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか

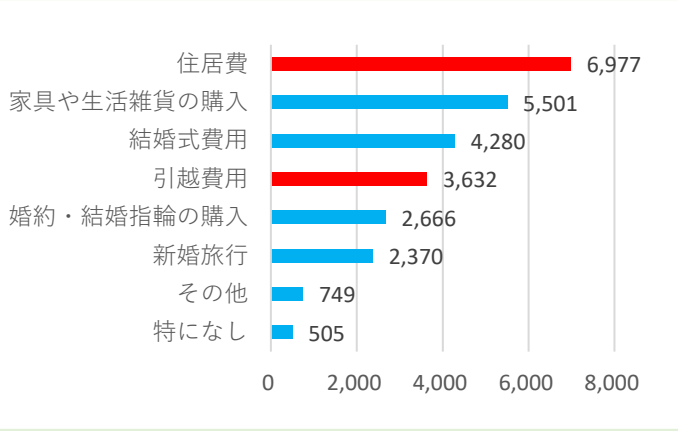

② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

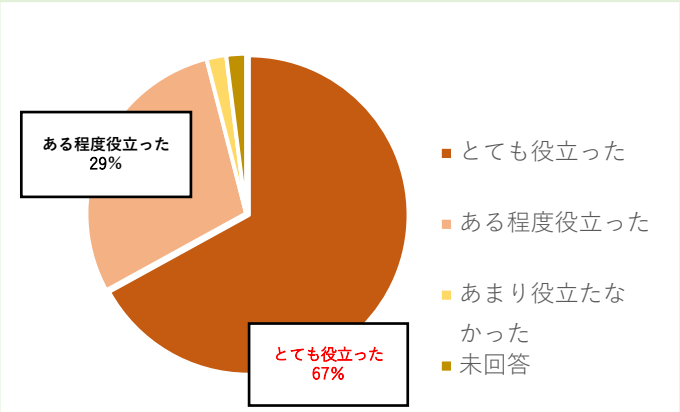

【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありましたが、この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。

コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

申請方法について

○ 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
○ 制度の概要については、神戸町ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】

神戸町役場　健康福祉課　福祉係　TEL　０５８４－２７－０１７５（直通）
（　〒503-2392　神戸町大字神戸１１１１番地　神戸町役場１階　）